

青森県報

第三千三百十九号

平成二十二年
十一月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
漁船保険付保義務の発生……………(県民局) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
警察官用合帽子ほか売買契約に係る一般競争入札……………(警察本部会計課) ……二

告 示

青森県告示第七百九十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)

区 域 区 分

西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町三三 小山内 実	鰺ヶ沢区域 同組合の地区	底建網漁業
西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町五九 三ツ谷 吉五郎		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七五 埴見 喜治		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇八の二 小山内 作造		底建網漁業と総 満の漁船により 行う漁業を併せ 営む漁業
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇 七の五 工藤 裕幸	新深浦町第一区	底建網漁業と総 満の漁船により 行う漁業を併せ 営む漁業
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一三 の二 古川 広志	協同組合の地 区のうち、大 字北金	

青森県告示第八百号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字岩屋字往来一四六番地一 相馬 藤次郎	岩屋
下北郡東通村大字岩屋字往来四九番地四 三國 直人	
下北郡東通村大字岩屋字往来八九番地三 相馬 真哉	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十二年十一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生鮮マルシエ
- 三 代表者の氏名
牧野 紀代志
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字三内字丸山一一七の八四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、当該法人が生産地から安価に仕入れた生産物を、高齢化率の高い地域や、交通機関の利便性が悪い地域及び小売店が少ない地域等に、主に生鮮食料品を供給して生活支援を行い、以て高齢者の食の安全性及び地域の農林水産業の活性化に寄与することを目的とする。

警察官用合帽子ほか売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の調達

- 1 警察官用合帽子ほか 総数 四、二〇九点
- 2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による
- 3 納入期限 平成二十三年三月二十二日
- 4 納入場所 青森県警察本部及び青森県警察学校

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、適正に提出しているものであること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市新町二丁目三の一
- 青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二一一（内線二三四四）

2 入札書の提出期限

平成二十三年一月四日 午後三時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 三階第一会議室
平成二十三年一月四日 午後四時

四 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

五 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭